

議案第94号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の2に次の3号を加える。

(4) 汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 1件につき
93,200円

(5) 汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1件に
つき93,200円

(6) 汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査 1件につき93,200円

第7条の3第9号中「75,000円」を「67,000円」に改める。

第7条の9第1号中「37,700円」を「33,900円」に、同条第2号中「17,000円」を
「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査等に係る手数料を定めるとともに、破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市手数料条例 (抄)

(土壤汚染対策法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の2 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)-(3) 省 略

(4) 汚染土壤処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査 1件につき93,200円

(5) 汚染土壤処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1件につき93,200円

(6) 汚染土壤処理業に係る相続の承認の申請に対する審査 1件につき93,200円

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の3 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)-(8) 省 略

(9) 破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 1件につき 75,000円
67,000円

(砂利採取法の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の9 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下この条において「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第16条の規定による採取計画の認可の申請に対する審査 1件につき 37,700円
33,900円

(2) 法第20条第1項の規定による採取計画の変更の認可の申請に対する審査 1件につき 17,000円
15,000円